第10号様式（その3）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和　6　年　10　月　　日

令和6年10月27日執行

箱根町長選挙

候補者氏名

（※戸籍名で記載する）

　次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 | 氏名 | |
| 住所 | |
| 雇用年月日 | 報酬の額 | 備考 |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出すること。

2　運転手が箱根町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。

3　この証明書を発行した候補者が供託物を没収される場合には、運転手は、箱根町に支払を請求することができない。

4　公費負担の限度額は、運転手1人につき1日を通じて12,500円までである。

5　同一の日において2人以上の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られているため、その指定をした1人のみについて記載すること。

6　候補者の指定した運転手以外の運転手は、箱根町に支払を請求することができない。